

7 建災防技発第 261-2 号
令和 7 年 5 月 22 日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会
専 務 理 事
(公 印 省 略)

熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等
のための改正労働安全衛生規則の周知について（お願い）

先般、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（以下、「改正省令」という。）の施行等について【重要・通達】令和 7 年 5 月 22 日付け 7 建災防技発第 261 号をもって連絡したところですが、今般、標記について厚生労働省安全衛生部労働衛生課長より、当協会宛てに別添（以下「依頼文書」という。）のとおり周知依頼がありました。

内容については、すでにお送りしている通達及び改正省令に加え、依頼文書の別添 3、4 のパンフレット、リーフレットが新たに添付されているものですが、今回の依頼文書にあるとおり、本改正省令関係資料一式として関係者に広く周知し、取組が促進されるようお送りするものです。

つきましては、内容を確認の上、本件を貴支部会員事業場等に対して、速やかに、周知くださいますようお願いいたします。

なお、当協会ホームページの内容については、今回の依頼文書を含め、改めて掲載いたしますので、御活用ください。

